

「桜川市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例」の制定に向けた考え方

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（地域主権推進一括法）による道路法の一部改正に伴い、これまで国が全国一律に定めていた道路の構造の技術的基準等について、道路を管理する県や市町村が地域の実情に応じて条例で定めることになりました。今回の一括法によって条例に委任された基準は下記の3つです。

- ① 市道の構造の技術的基準
- ② 市道に設置する道路標識の寸法と文字の大きさ
- ③ 移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準について

桜川市第1次総合計画の中にある施策『快適で潤いのある生活環境づくり～市道の整備～』に基づき、桜川市独自基準を規定します。
 ※5年後の桜川市が目指す姿…「利用者が安全・快適に移動できるようにする。」

① 市道の構造の技術的基準

国が示した参酌基準に、本市独自の基準を加えたものを条例に定めます。

◆車道の左側に設ける路肩の幅員に関する基準

現行（政令）の概要	桜川市の制定に向けた考え方
<p>●車道の左側に設ける路肩の幅員は、標準値と縮小値が規定されています。 「第8条の2（路肩）の抜粋」</p>	<div style="text-align: center;"> </div> <p>道路構造令では、自転車の通行に関して自転車道と自転車歩行者道以外での空間確保の位置づけがありませんが、路肩の幅員を確保する規定を設け、歩行者・自転車の安全を確保します。</p>

◆平面交差点の車線幅員に関する基準

現行（政令）の概要	桜川市の制定に向けた考え方
<p>●右折車線を設ける直進車線の幅員は、第4種第1級の道路にあっては3メートルまで、第4種第2級又は第3級の道路にあっては2.75メートルまで縮小することができます。また、右折車線等の幅員は3メートルを標準とされています。</p> <p>「第27条（平面交差又は接続）」</p>	<div data-bbox="801 363 1323 715" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1406 355 1933 528">交差点における交通の渋滞緩和を図るため、右折車線を設ける場合の最少幅員を設定します。また、右折車線相当レーンを設置できるようにします。</p>

◆道路の区分に関する基準

現行（政令）の概要	桜川市の制定に向けた考え方
<p>●道路構造令の第3条に道路の区分が規定されています。</p>	<div data-bbox="808 906 1608 1241" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="1637 885 1939 1110">地域性に合わせた1.5車線の道路整備等ができるようにするため、道路の区分をきめ細やかに規定します。</p>

◆歩道の幅員に関する基準

現行（政令）の概要	桜川市の制定に向けた考え方
<p>●歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあって3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上とされています。 「第11条第3項（歩道）」</p>	<p>歩行者の交通量に応じた歩道整備ができるように、歩道の最小幅員（1.5メートル）を規定します。</p>

◆舗装に関する基準

現行（政令）の概要	桜川市の制定に向けた考え方
<p>●都市部の道路の舗装について、排水性舗装を適用しています。 「第23条第3項（舗装）」</p>	<p>地方部においても、沿道の状況等を勘案して必要に応じて排水性舗装を適用できるようにします。</p>

◆植樹帯に関する基準

現行（政令）の概要	桜川市の制定に向けた考え方
<p>●都市部の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする規定されています。 「第11条の4（植樹帯）」</p>	<div data-bbox="831 1043 1301 1401" data-label="Image"> </div> <p>状況や周辺環境等を勘案して、必要がある場合には、植樹帯を設けることができるように規定します。</p>

◆歴史・景観まちづくりを推進する地区内の道路に関する特例（技術的基準の緩和）

現行（政令）の概要	桜川市の制定に向けた考え方	
<p>●伝統的建造物に配慮した緩和規定が存在せず、これらを活用したまちづくりを推進する上で、不整合が生じる可能性があります。例えば、真壁伝統的建造物群保存地区は多くの伝統的建造物や古くからの町割りを高く評価されていますが、現行の政令の基準をそのまま適用すると、その多くが損なわれてしまいます。</p>		<p>伝統的建造物群保存地区のエリア内における市道の区間について、技術的基準に関する緩和規定を設けます。</p>

《下記基準については条例には定めません》

基準の内容	現行基準	桜川市の制定に向けた考え方	
		市の基準	理 由
高速自動車道に関する規定	道路構造令	除外	桜川市には該当施設（高速道路）が無く、今後も整備することが無いことから、高速自動車道の規定は条文から除外する。
軌道敷に関する規定有り	道路構造令	除外	桜川市には該当施設（軌道敷）が無く、今後も整備することが無いことから、軌道敷の規定は条文から除外する。
積雪地帯に関する規定有り	道路構造令	除外	桜川市は積雪地域ではないため、積雪地帯の規定は条文から除外する。
設計車両に関する規定 建築限界に関する規定 橋、高架の道路に関する規定	道路構造令	除外	道路法30条2項の規定により、設計車両、建築限界及び橋、高架に関する規定は政令で定めることとなっており、条例で定めることはできない。

*内容の一部については、規則などに委任されることがあります。

② 市道に設置する道路標識の寸法と文字の大きさ

国が示した参酌基準に、本市独自の基準を加えたものを条例に定めます。

◆標識の文字の大きさに関する基準

現行（政令）の概要	桜川市の制定に向けた考え方
<p>●漢字の部分に対してローマ字の大きさを1/2と規定しています。</p>	<p>漢字の部分に対するローマ字の大きさを拡大して（1/2以上にできる）見やすくします。</p> 

*内容の一部については、規則などに委任されることがあります。

③ 移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準について

国が示した参酌基準に、本市独自の基準を加えたもの等を条例に定めます。

◆防雪施設に関する基準

現行（政令）の概要	桜川市の制定に向けた考え方
●歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設ける事とされています。	本市の地域性から、防雪施設に関する基準は条例化の対象から除きます。

*内容の一部については、規則などに委任されることがあります。

◆その他の独自基準

桜川市第一次総合計画「快適で潤いのある生活環境づくり」に関連する考え方

●下記の内容を追加します。

(1) 歩道の幅員内に設ける排水口のふた … 杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造（目の細かいグレーチング等）



(2) 自動車駐車場にトイレを設ける場合の設備 … 車いす使用者用便房への非常ベルの設置
オストメイト（人工肛門、人工膀胱保有者）のための洗浄設備等の設置

(3) 視覚障害者誘導用ブロック … 設置する際の配慮すべき事項等

